

5 年次休暇の取得促進

職員が休暇を取得し、子どもと過ごす時間を多く持つことは、子どもの健やかな成長に良い影響をもたらすとともに、職員の親としての意識や責任感を高めることにつながります。

また、心身の疲労回復とそれに伴う業務能率の向上や、ワークライフバランスの実現の観点からも大変有意義なものであることから、職場全体で、より一層休暇を取得しやすい環境づくりを進めていくことが重要です。

そこで、次の取組の実施を通じて、年次休暇の取得を促進していきます。

【事業主としての取組】

☆ 年次休暇・連続休暇の取得を定着させるために

年間休暇取得計画書の作成の推進や、「月イチホリデー※¹¹」・「育児の日※¹²」の更なる周知などにより、年次休暇・連続休暇の取得を定着させます。

【数値目標】

年次休暇の年間取得率…80%（16日）以上

【具体的な取組例】

- ・ 通知による年次休暇の年間取得計画書の作成促進
- ・ 庁内ホームページ等における休暇取得促進に寄与する情報の紹介

用語解説

※¹¹ 月イチホリデー
1か月に1日以上年次休暇取得を推奨する取組

※¹² 育児の日
毎月19日に、子育て期の職員などに対して休暇の取得や定時退庁を推奨する取組

【職場の心がけ】

○ 所属長

- 職員との面談、年間休暇取得計画書などで、年次休暇の取得予定を把握し、積極的に年次休暇・連続休暇の取得を推奨しましょう。
- 所属長本人も、「月イチホリデー」などを活用し、積極的に年次休暇・連続休暇を取得しましょう。

○ 職員

年次休暇を取得することへの理解と職場全体の協力体制の重要性を強く意識し、職員一人ひとりが助け合いながら、休暇を取得しやすい環境づくりに努めましょう。